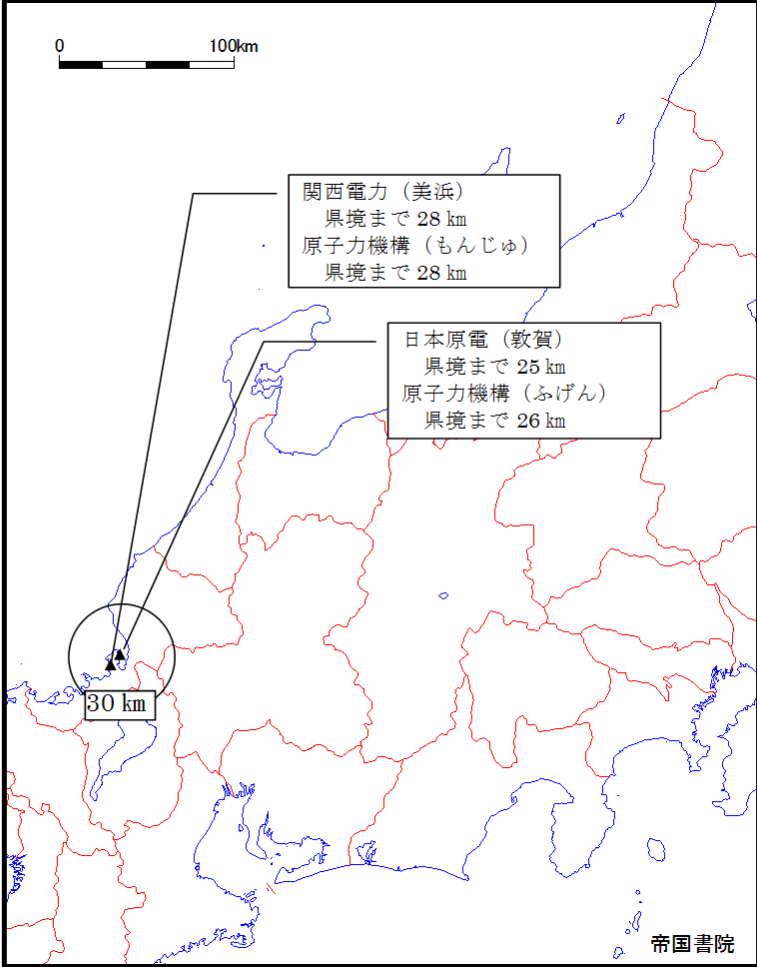
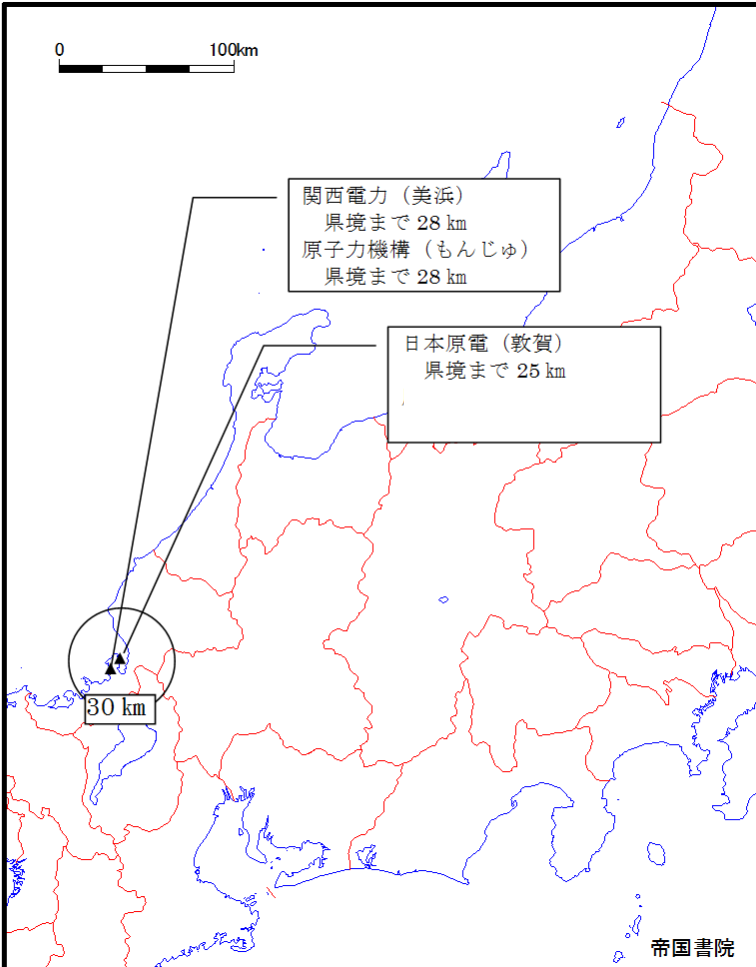


原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針 新旧対照表

現行	改正案	改正理由
<p>第1章 総則</p> <p>1 本方針書の主旨</p> <p>本方針書は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下、「<u>関連法</u>」という。）、並びに原子力災害対策指針（以下、「<u>指針</u>」という。）に基づき策定された岐阜県地域防災計画原子力災害対策計画（以下、「<u>地域防災計画</u>」という。）を対象とする下図の原子力事業所（日本原子力発電株式会社敦賀発電所、関西電力株式会社美浜発電所、<u>独立行政法人</u>日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ及び原子炉廃止措置研究開発センター）において、原子力災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合に、<u>緊急時防護措置</u>を準備する区域（以下、「UPZ」という。）、及び<u>県独自に</u>実施した放射性物質拡散シミュレーション（以下、「<u>シミュレーション</u>」という。）を踏まえて地域防災計画で規定した原子力災害対策を強化する地域（以下、「<u>対策強化地域</u>」という。）において迅速に対応できるよう、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の配布・服用等の防護措置に係る基本的な考え方、県や県内市町村の役割、事前に準備しておくべき内容、<u>並びに</u>緊急時に実施すべき事項等を定めるものである。</p> <p>なお、指針等が<u>改定</u>された場合は、所要の見直しを行う。</p> 	<p>第1章 総則</p> <p>1 本方針書の主旨</p> <p>本方針書は、<u>東京電力株式会社</u>福島第一原子力発電所事故を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「<u>原災法</u>」という。）並びに原子力災害対策指針（<u>平成24年10月31日策定。平成29年7月5日全部改正。</u>以下「<u>指針</u>」という。）に基づき策定された岐阜県地域防災計画原子力災害対策計画（以下「<u>地域防災計画</u>」という。）を対象とする原子力事業所（日本原子力発電株式会社敦賀発電所、関西電力株式会社美浜発電所<u>及び</u><u>国立研究開発法人</u>日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ）において、原子力災害が発生<u>し</u>、若しくは発生するおそれがある場合に、<u>緊急防護措置</u>を準備する区域（以下「UPZ」という。）及び<u>本県が</u>実施した放射性物質拡散シミュレーション<u>結果</u>（以下「<u>シミュレーション結果</u>」という。）を踏まえて地域防災計画で規定した原子力災害対策を強化する地域（<u>原子力災害対策強化地域</u>。以下「<u>対策強化地域</u>」という。）において迅速に対応できるよう、屋内退避、避難（<u>一時移転を含む。以下同じ。</u>）、安定ヨウ素剤の配布・服用等の防護措置に係る基本的な考え方、県や県内市町村の役割、事前に準備しておくべき内容、緊急時に実施すべき事項等を定めるものである。</p> <p>なお、指針等が<u>改正</u>された場合は、所要の見直しを行う。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・字句修正（表記の統一、組織変更） ・原子力災害対策指針の改正による

現行	改正案	改正理由
<p>2 対象地域</p> <p>避難の際の一時集結所の選定、安定ヨウ素剤配布候補施設の選定等、本方針書で定める防護措置の事前準備を必要とする対象地域は、次のとおりとし、「旧市町村単位」で行うことを基本とする。</p> <p><u>なお、発災時には</u>、放射性物質の拡散は、気象条件、地形等の影響を受けることから、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応する。</p> <p>(1) 屋内退避</p> <p>UPZ の他、対策強化地域のうち、甲状腺等価線量が 50mSv/週以上となる可能性が示された地域 (次頁「対策強化地域」表①)、及び実効線量が 100mSv/年以上となる可能性が示された地域 (同表②)、並びに実効線量が 20mSv/年以上となる可能性が示された地域 (同表③)</p> <p>(2) 避難</p> <p>UPZ の他、対策強化地域のうち、実効線量が 100mSv/年となる可能性が示された地域 (同表②) なお、実効線量が 20mSv/年以上となる可能性が示された地域 (同表③) については、<u>中部9県1市の災害時等の応援に関する協定、及び国・関係府県 (福井県、岐阜県、滋賀県、京都府) による「広域的な原子力災害に関する WG」の検討結果等を踏まえ、県外を含む広域避難に係る考え方を今後整理</u></p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p>UPZ の他、対策強化地域のうち、甲状腺等価線量が 50mSv/週以上となる可能性が示された地域 (同表①)</p> <p>【緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)】</p> <p>略</p> <p>【対策強化地域】</p> <p>略</p> <p>3 連絡・対応体制の整備</p> <p>(1) 県の体制</p> <p>1) から 3) まで 略</p> <p>4) 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>県は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道関係機関、インターネットを <u>はじめとする</u> ソーシャルメディア等、多様なメディアを活用した情報発信体制の整備に努める。</p> <p>(2) 略</p>	<p>2 対象地域</p> <p><u>屋内退避の実施に必要な体制づくり</u>、避難の際の一時集結所の選定、安定ヨウ素剤配布候補施設の選定等、本方針書で定める防護措置の事前準備を必要とする対象地域は、次のとおりとし、「旧市町村単位」で行うことを基本とする。</p> <p><u>ただし</u>、放射性物質の拡散は、<u>原子力災害発生時の</u> 気象条件、地形等の影響を受けることから、<u>防護措置の実施に当たっては</u>、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応する <u>ものとする</u>。</p> <p><u>この対象地域が準備すべき防護措置のあり方については、今後の国・関係県 (福井県、岐阜県、滋賀県) による福井エリア地域原子力防災協議会美浜分科会の検討内容や国の原子力防災に関する最新の知見を注視しながら、不断の見直しを行う。</u></p> <p>(1) 屋内退避</p> <p>UPZ の他、対策強化地域のうち、甲状腺等価線量が 50mSv/週以上となる可能性が示された地域 (「対策強化地域」表①) 及び実効線量が 100mSv/年以上となる可能性が示された地域 (同表②) 並びに実効線量が 20mSv/年以上となる可能性が示された地域 (同表③)</p> <p>(2) 避難</p> <p>UPZ の他、対策強化地域のうち、実効線量が 100mSv/年となる可能性が示された地域 (同表②) なお、実効線量が 20mSv/年以上となる可能性が示された地域 (同表③) については、<u>も、該当市町が避難のための計画をあらかじめ策定しようとする場合、実効線量が 100mSv/年となる可能性が示された地域 (同表②) と同様の事前準備ができるよう、県は避難先の広域調整を含めた必要な支援を行う。</u></p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p>UPZ の他、対策強化地域のうち、甲状腺等価線量が 50mSv/週以上となる可能性が示された地域 (同表①) <u>及び実効線量が 100mSv/年以上となる可能性が示された地域 (同表②) 並びに実効線量が 20mSv/年以上となる可能性が示された地域 (同表③)</u></p> <p>【緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)】</p> <p>略</p> <p>【対策強化地域】</p> <p>略</p> <p>3 連絡・対応体制の整備</p> <p>(1) 県の体制</p> <p>1) から 3) まで 略</p> <p>4) 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>県は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道関係機関、インターネットを <u>利用した</u> ソーシャルメディア等、多様なメディアを活用した情報発信体制の整備に努める。</p> <p>(2) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避についても記載 ・字句修正 (表記の統一) ・最新の知見を踏まえて内容を見直す旨記載 ・字句修正 (表記の統一) ・県の役割を明確化 ・原子力災害対策指針の改正による ・字句修正 (指針と表記を統一) ・字句修正

現行	改正案	改正理由
<p>4 防護措置実施に係る判断、指示の基本的な考え方</p> <p>(1) 屋内退避、避難</p> <p>屋内退避や避難に係る判断、指示については、指針に基づき、緊急時モニタリング結果と指針の指標（OIL）、並びに原子力事業所等の状況を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、国が屋内退避又は避難の判断を行うことを基本とする。</p> <p>国は、当該措置を行うべき地域を管轄する市町村に対し、屋内退避・避難等の勧告・指示を行うべき旨の指示案を県に伝達する。</p> <p>伝達を受けた県は、当該市町村に対し、国の指示案を伝達するとともに、住民避難に係る支援が必要な場合には国に支援を要請する他、示された指示案に対し、当該市町村との協議を踏まえた意見を速やかに国に述べるものとする。</p> <p>このように、避難等の判断は、国による判断を基本とするが、モニタリングの結果、指針の指標（OIL）を越える値が計測された場合等、県災害対策本部で特に速やかな避難が必要と認めた場合は、当該市町村の意見を聞いた上で、<u>県の判断で</u>当該市町村へ避難等を指示する。</p> <p>なお、放射性物質放出前において、国からの指示等がない場合であっても、気象条件及び事故や原子力事業所等の状況等により、県災害対策本部が初動時の速やかな対応が必要と判断する場合は、市町村に対し、県地域防災計画に基づく県独自の予防的対応である屋内退避及び避難準備の開始等を指示する。</p> <p>略</p>	<p>4 防護措置実施に係る判断、指示の基本的な考え方</p> <p>(1) 屋内退避、避難</p> <p>屋内退避や避難に係る判断、指示については、指針に基づき、緊急時モニタリング結果と指針の指標（OIL）、並びに原子力事業所等の状況を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、国が屋内退避又は避難の判断を行うことを基本とする。</p> <p>国は、当該措置を行うべき地域を管轄する市町村に対し、屋内退避・避難等の勧告・指示を行うべき旨の指示案を県に伝達する。</p> <p>伝達を受けた県は、当該市町村に対し、国の指示案を伝達するとともに、住民避難に係る支援が必要な場合には国に支援を要請する他、示された指示案に対し、当該市町村との協議を踏まえた意見を速やかに国に述べるものとする。</p> <p>このように、<u>屋内退避・避難等の判断は、国による判断を基本とするが、モニタリングの結果、指針の指標（OIL）を越える値が計測された場合等、県災害対策本部で特に速やかな屋内退避・避難が必要と認めた場合で、国の指示を待つかいともがない場合は、</u>当該市町村の意見を聞き、<u>国に確認した上で、県は</u>当該市町村へ<u>屋内退避・避難等を指示する。</u></p> <p>なお、放射性物質放出前において、国からの指示等がない場合であっても、<u>この考え方を基本とするものとし、</u>気象条件及び事故や原子力事業所等の状況等も踏まえ、県災害対策本部が初動時の速やかな対応が必要と判断する場合は、市町村に対し、県地域防災計画に基づく県独自の予防的対応である屋内退避及び避難準備の開始等を指示する。</p> <p><u>また、複合災害時においては、国等が、原子力災害の観点から、屋内退避を指示（※1）している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、地域の住民に対し、市町村独自の判断で避難指示等（※2）を行うことが可能である。</u></p> <p><u>このような自然災害による人命のリスクが極めて高い場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、国、県、市町村が連携を図ることとし、市町村がこのような独自の判断で避難指示等を行う場合、国は、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させることを明らかにすることとしている。</u></p> <p><u>※1 原子力災害対策特別措置法に基づく指示</u> <u>※2 災害対策基本法に基づく指示</u></p> <p>略</p>	<p>・屋内退避、国への確認を追記</p> <p>・原子力災害対策関係府省会議第三分科会の報告内容を踏まえて追記</p>

現行				改正案				改正理由																														
<p>＜県の初動時の予防的対応＞◎は県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">UPZ</th> <th colspan="3">県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）</th> </tr> <tr> <th>① 甲状腺等価線量 50mSv/週の地域（ヨウ素吸入）</th> <th>② 実効線量 100mSv/年の地域（セシウム沈着）</th> <th>③ 実効線量 20mSv/年の地域（セシウム沈着）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原災法第10条</td> <td>屋内退避準備</td> <td colspan="2">今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備</td> </tr> <tr> <td>原災法第15条 <u>（原子力緊急事態）</u></td> <td>屋内退避指示 ◎避難準備開始</td> <td colspan="2">◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等</td> </tr> </tbody> </table>				UPZ	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）			① 甲状腺等価線量 50mSv/週の地域（ヨウ素吸入）	② 実効線量 100mSv/年の地域（セシウム沈着）	③ 実効線量 20mSv/年の地域（セシウム沈着）	原災法第10条	屋内退避準備	今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備		原災法第15条 <u>（原子力緊急事態）</u>	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等		<p>＜県の初動時の予防的対応＞◎は県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">UPZ</th> <th colspan="3">県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）</th> </tr> <tr> <th>① 甲状腺等価線量 50mSv/週の地域（ヨウ素吸入）</th> <th>② 実効線量 100mSv/年の地域（セシウム沈着）</th> <th>③ 実効線量 20mSv/年の地域（セシウム沈着）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>施設敷地緊急事態</u>（原災法第10条）</td> <td>屋内退避準備</td> <td colspan="2">今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備</td> </tr> <tr> <td><u>全面緊急事態</u>（原災法第15条）</td> <td>屋内退避指示 ◎避難準備開始</td> <td colspan="2">◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等</td> </tr> </tbody> </table>				UPZ	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）			① 甲状腺等価線量 50mSv/週の地域（ヨウ素吸入）	② 実効線量 100mSv/年の地域（セシウム沈着）	③ 実効線量 20mSv/年の地域（セシウム沈着）	<u>施設敷地緊急事態</u> （原災法第10条）	屋内退避準備	今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備		<u>全面緊急事態</u> （原災法第15条）	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等		<p>・地域防災計画の修正による</p>
UPZ	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）																																					
	① 甲状腺等価線量 50mSv/週の地域（ヨウ素吸入）	② 実効線量 100mSv/年の地域（セシウム沈着）	③ 実効線量 20mSv/年の地域（セシウム沈着）																																			
原災法第10条	屋内退避準備	今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備																																				
原災法第15条 <u>（原子力緊急事態）</u>	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等																																				
UPZ	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）																																					
	① 甲状腺等価線量 50mSv/週の地域（ヨウ素吸入）	② 実効線量 100mSv/年の地域（セシウム沈着）	③ 実効線量 20mSv/年の地域（セシウム沈着）																																			
<u>施設敷地緊急事態</u> （原災法第10条）	屋内退避準備	今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備																																				
<u>全面緊急事態</u> （原災法第15条）	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等																																				
<p>＜指針に基づく避難の判断基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施</th> <th>1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に<u>避難（一時移転）</u>を実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測可能な判断基準（OIL） （モニタリング実測値で判断）</td> <td>毎時 500 μSv （マイクロシーベルト）</td> <td>毎時 20 μSv （マイクロシーベルト）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※地上1mで計測した場合の空間放射線量率</p>					数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に <u>避難（一時移転）</u> を実施	計測可能な判断基準（OIL） （モニタリング実測値で判断）	毎時 500 μSv （マイクロシーベルト）	毎時 20 μSv （マイクロシーベルト）	<p>＜指針に基づく避難の判断基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施</th> <th>1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難</u>の判断基準（OIL） （モニタリング実測値で判断）</td> <td>毎時 500 μSv （マイクロシーベルト）</td> <td>毎時 20 μSv （マイクロシーベルト）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ OILによる判断は、プルーム通過後の地上1mで計測した場合の空間放射線量率による。 一時移転は、基準を超過する値を計測した後、翌日も同様に超過している場合に実施する。</p>					数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施	<u>避難</u> の判断基準（OIL） （モニタリング実測値で判断）	毎時 500 μSv （マイクロシーベルト）	毎時 20 μSv （マイクロシーベルト）	<p>・字句修正等（表記の統一等）</p>																		
	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に <u>避難（一時移転）</u> を実施																																				
計測可能な判断基準（OIL） （モニタリング実測値で判断）	毎時 500 μSv （マイクロシーベルト）	毎時 20 μSv （マイクロシーベルト）																																				
	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施																																				
<u>避難</u> の判断基準（OIL） （モニタリング実測値で判断）	毎時 500 μSv （マイクロシーベルト）	毎時 20 μSv （マイクロシーベルト）																																				
<p>（2）安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p><u>プルーム通過</u>については、<u>屋内退避を基本とするが、プルームの到達までに時間的猶予がある場合は</u>、国の判断に基づき、当該市町村内の公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、<u>安定ヨウ素剤の</u>配布・服用を指示することを原則とする。</p> <p>また、県では、初動時の迅速な対応を図るため、指針及びシミュレーション結果を踏まえ、次のとおり県独自の対応をとるものとする。</p> <p>なお、今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。</p>				<p>（2）安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p><u>緊急時において避難等を行う住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用</u>については、<u>緊急時モニタリング結果等を踏まえた</u>国の判断、<u>指示</u>に基づき、当該市町村内の公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、配布・服用を指示することを原則とする。</p> <p>また、県では、初動時の迅速な対応を図るため、指針及びシミュレーション結果を踏まえ、次のとおり県独自の対応をとるものとする。</p> <p>なお、今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。</p>				<p>・原子力災害対策指針の改正による</p>																														

現行			改正案			改正理由
【安定ヨウ素剤の配布・服用に係る初動時の対応】			【安定ヨウ素剤の配布・服用に係る初動時の対応】			<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改正及び訓練結果を反映
	UPZ	甲状腺等価線量が 50mSv/週となる可能性が示された地域 (旧市町村単位)		UPZ	甲状腺等価線量が 50mSv/週となる可能性が示された地域 (旧市町村単位)	
○原災法第10条通報	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所において薬剤の調合開始 ○医療従事者派遣準備 ○振興事務所に安定ヨウ素剤搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所において、薬剤の調合開始 ○医療従事者派遣準備 	○全面緊急事態に該当する事象の通報 (原災法第15条)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備開始に合わせて、 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ○揖斐川町において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備開始に合わせて、 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ○避難対象区域を含む市町村において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請 	
○原災法第15条(原子力緊急事態)	○医療関係機関に医療従事者派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村役場 (振興事務所) に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請 	<p>※その他の地域についても、避難を行う場合は、同様の対応をとる。</p>			

現行	改正案	改正理由
<p>第2章 屋内退避</p> <p>1 事前準備事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 屋内退避実施状況の把握体制の整備</p> <p>市町村は、屋内退避の実施状況を的確に把握するための体制（市町村職員、消防、警察等の連携による巡回等）を整備しておく。</p> <p>2 緊急時実施事項</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>屋内退避の実施に係る判断については、緊急時モニタリング結果、指針の指標（OIL）、及び原子力事業所等の状況等を踏まえた国の判断・指示に基づいて屋内退避を行うことを基本とする。</p> <p>ただし、<u>放射性物質の放出前であっても、原子力緊急事態となり、県災害対策本部が必要と判断する場合には、県は、地域防災計画に基づき、UPZ の他、対策強化地域のうち、甲状腺等価線量が50mSv/週となる可能性が示された地域において、県独自の予防的対応である屋内退避開始等を指示する。</u></p>	<p>第2章 屋内退避</p> <p>1 <u>屋内退避実施に係る基本的な考え方</u></p> <p><u>本章では、UPZ 及び対策強化地域について、指針の指標（OIL）に基づく屋内退避の実施方法等について定める。</u></p> <p><u>屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設において避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</u></p> <p>2 事前準備事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 屋内退避実施状況の把握体制の整備</p> <p>市町村は、屋内退避の実施状況を的確に把握するための体制（市町村職員、消防、警察等の連携による巡回<u>や通信手段の確保</u>等）を整備しておく。</p> <p><u>(3) 屋内退避施設の把握</u></p> <p><u>市町村は、自宅で屋内退避が困難となった場合に利用できる指定緊急避難場所、指定避難所等屋内退避施設を把握しておく。</u></p> <p>3 緊急時実施事項</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>屋内退避の実施に係る判断については、緊急時モニタリング結果、指針の指標（OIL）、及び原子力事業所等の状況等を踏まえた国の判断・指示に基づいて屋内退避を行うことを基本とする。</p> <p>ただし、<u>国からの指示がない場合であっても、緊急時モニタリングによる測定結果等が示す環境の実態を踏まえ、県災害対策本部が予防的対応を行うことが必要であると判断する場合には、国に確認した上で、該当市町村に対して、屋内退避又は避難準備の開始等を指示する。</u></p> <p>1) 県における初動対応内容</p> <p>ア 施設敷地緊急事態</p> <p><u>県は、施設敷地緊急事態においては、国の要請又は独自の判断により、UPZ 内において屋内退避の準備を行うとともに、市町村に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</u></p> <p>イ 全面緊急事態</p> <p><u>県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した時点で、UPZ に対し、屋内退避の指示を行うとともに、緊急時モニタリングの測定結果を確認し、対策強化地域に対する追加指示の必要性を検討する。</u></p> <p>ウ <u>原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の屋内退避の基本的な考え方を明記（原子力災害対策指針の記載事項） ・原子力災害対策関係府省会議での第三分科会の報告内容を反映 ・国の屋内退避・避難実施に係る判断、指示の基本的な考え方による

現行	改正案	改正理由
<p><u>また、放射性ヨウ素を検出し、県が必要と判断する場合には、その他の対策強化地域においても、屋内退避等を指示する。</u></p> <p>(2) 市町村の対応</p> <p>1) 市町村における初動対応内容</p> <p>市町村は、国又は県により屋内退避を行うべきことの指示が示された場合は、当該区域の世帯数、住民、年齢構成、避難行動要支援者等要配慮者数等を把握するとともに、県とともに対応を総合的に検討する。</p> <p>市町村は、具体的な対応内容を決定した場合は、県へ速やかにその旨を連絡するとともに、住民へ指示内容の周知徹底を図る。</p> <p>2) 略</p>	<p><u>原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれのある場合は、放出された放射性物質の挙動やその影響の範囲は放出後の気象条件によって影響を受けるため、国が UPZ 外に拡張される屋内退避エリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮して行政区域単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示するとされている。</u></p> <p><u>県は、国から当該指示を受けた場合、該当市町村に対して、屋内退避の実施を指示する。</u></p> <p><u>なお、当該指示がない場合であっても、緊急時モニタリングにより、県内で放射性ヨウ素を検出した場合や、空間放射線量率の増加が認められた場合であって、県が必要と認める場合は、国に確認した上で、該当市町村に対して、屋内退避を指示する。</u></p> <p>(2) 市町村の対応</p> <p>1) 市町村における初動対応内容</p> <p><u>市町村は、国又は県により屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うよう要請された場合は、住民へ速やかにその旨を周知する。</u></p> <p>市町村は、国又は県により屋内退避を行うべきことの指示が示された場合は、当該区域の世帯数、住民、年齢構成、避難行動要支援者等要配慮者数等を把握するとともに、県とともに対応を総合的に検討する。</p> <p>市町村は、<u>国又は県による指示に留まらず</u>、具体的な対応内容を決定した場合は、県へ速やかにその旨を連絡するとともに、住民へ指示内容の周知徹底を図る。</p> <p>2) 略</p> <p><u>3) 屋内退避施設の開設</u></p> <p><u>市町村は、住民に対し、屋内退避を指示した場合は、速やかに屋内退避施設の開設を行う。</u></p> <p><u>4 複合災害時の対応</u></p> <p><u>地震、暴風雪等の自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や、当該自然災害による家屋の損壊等屋内での滞在が困難な状態となった場合には、当該自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とする。</u></p> <p><u>(1) 地震との複合災害の場合</u></p> <p><u>地震等により家屋での滞在が困難となった場合には、指定緊急避難場所、指定避難所等の安全が確保できる場所に避難することとする。</u></p> <p><u>その後屋内退避の指示が出された場合、引き続き屋内での滞在が可能な場合には屋内退避を継続し、当該屋内退避中に、余震等により被災が更に激しくなる等当該滞在が困難な場合には、各市町村が別に指定する避難所等へ速やかに移動し避難することとする。</u></p> <p><u>(2) 暴風雪との複合災害の場合</u></p> <p><u>暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、まずは暴風雪による人命へのリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策関係府省会議第三分科会の報告内容を踏まえて追記 ・市町村独自の判断で指示する場合もあることから追記 ・(2) 1) に対応 ・原子力災害対策関係府省会議第三分科会の報告内容を反映

現行	改正案	改正理由
	<p><u>(3) 土砂災害警戒時の場合</u> <u>土砂災害に係る避難勧告等が発令されている場合には、他の自然災害に係る避難行動と同様、原子力災害に対する避難行動よりも土砂災害に対する避難行動を優先させ、土砂災害に対する安全が確保された避難先等に移動することとする。</u></p> <p><u>(4) 屋内退避時における物資の備蓄</u> <u>複合災害が発生した場合においては、自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させることになるため、自然災害の避難先で屋内退避ができるように、緊急時に備え、市町村においては、物資の備蓄を行うものとする。</u></p>	

現行	改正案	改正理由
<p>第3章 避難</p> <p>1 避難実施に係る基本的な考え方</p> <p>本章では、UPZ 及び対策強化地域のうち、実効線量が 100mSv/年以上となる可能性が示された地域について、指針で規定される避難の判断基準（OIL）に基づく1週間程度内の避難の実施方法等について定める。</p> <p>略</p> <p>※ <u>スクリーニング</u>は、放射性物質が放出された後に避難を開始した場合に必要であり、<u>避難者が避難所へ入所する前に</u>実施することを基本とする。</p> <p>また、<u>スクリーニング</u>の結果必要があれば、その場で除染等を行う。</p> <p>※ <u>スクリーニングポイント等、スクリーニングの詳細が指針等で示された段階で、本方針書において所要の見直しを行う。</u></p>	<p>第3章 避難</p> <p>1 避難実施に係る基本的な考え方</p> <p>本章では、UPZ 及び対策強化地域のうち、実効線量が 100mSv/年以上となる可能性が示された地域について、指針で規定される避難の判断基準（OIL）に基づく1週間程度内の避難の実施方法等について定める。</p> <p>略</p> <p>※ <u>避難退域時検査</u>は、放射性物質が放出された後に避難を開始した場合に必要であり、<u>避難経路上で</u>実施することを基本とする。</p> <p>また、<u>避難退域時検査</u>の結果必要があれば、その場で<u>簡易</u>除染等を行う。</p> <p>※ <u>検査場所等、避難退域時検査の詳細については、県が別に定めるマニュアル等を踏まえて対応する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改正による
<p>2 事前準備事項</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6) 教育機関等での対応</u></p> <p>県及び市町村は、学校・保育所等（以下、「教育機関等」という）と連携し、避難指示等が出された場合の保護者による児童、生徒の引取り手順、帰宅方法等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難所への避難は、自宅から行うことを原則とする。</p> <p><u>(7)～(8)</u> 略</p>	<p>2 事前準備事項</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 避難単位</u></p> <p><u>市町村は、人口・面積を勘案し、小学校区を基本として避難単位を定めるものとする。</u></p> <p><u>(3)～(5)</u> 略</p> <p><u>(6) 避難退域時検査場所の選定</u></p> <p><u>県は、避難者に対する避難退域時検査等を行う避難退域時検査場所を選定するに当たり、避難元市町村と連携・協力しながら、駐車場の容量、場所ごとの利用避難者数及び派遣・確保できる医療従事者等を総合的に勘案した上で決定する。設置場所の考え方については、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課作成）を踏まえるものとする。</u></p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8) 教育機関等での対応</u></p> <p>県及び市町村は、学校・保育所等（以下「教育機関等」という。）と連携し、避難指示等が出された場合の保護者による児童、生徒の引取り手順、帰宅方法等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難所への避難は、自宅から行うことを原則とする。</p> <p><u>(9)～(10)</u> 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難単位を設定 原子力災害対策指針の改正による 字句修正（表記の統一）

現行	改正案	改正理由
<p>3 緊急時実施事項</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 避難実施に係る調整及び確認</p> <p>1)～2) 略</p> <p>3) 避難先(避難所)の確認</p> <p>県は、避難に当たっては、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難先の放射線量を評価し、<u>10mSv/年未満であること等</u>、受け入れに支障がないことを確認する。</p> <p>※被災市町村内で避難を行う場合は、避難所の<u>線量</u>を確認</p> <p>4) 避難先市町村との具体的な調整</p> <p>県及び被災市町村は、避難先市町村から、受入可能日時、避難所毎の受入可能人数、避難経由所の場所・駐車可能台数等の報告、並びに人的・物的支援の要望を聴取する。</p> <p>また、県は、<u>スクリーニング実施</u>場所の選定と場所毎の<u>スクリーニング</u>対象人数の把握を行う。</p> <p>5) 略</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>略</p> <p>1) 住民等に対する広報</p> <p>県は、マスメディア、インターネット等、あらゆる手段を用いて、現下の災害の状況及び避難の実施等必要な事項を広報する。</p> <p>被災市町村は、住民の避難に必要となる具体的な行動に重点をおいて、分かりやすい内容で、防災行政無線、CATV、広報車、インターネット等あらゆる手段を利用して住民等への広報(一時集結所、避難経由所及び避難所等の場所、ルート等)を行う。</p> <p>広報は、県の協力を得て、被災住民及び避難先住民の双方に対し、行うものとする。</p> <p>なお、要配慮者及び一時滞在者へも確実に情報が行きわたるよう、自主防災組織、自治会、民生・児童委員との協力・連携により行うものとする。</p> <p>2)～3) 略</p> <p><u>4)～6) 略</u></p>	<p>3 緊急時実施事項</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 避難実施に係る調整及び確認</p> <p>1)～2) 略</p> <p>3) 避難先(避難所)の確認</p> <p>県は、避難に当たっては、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難先の放射線量を評価し、受け入れに支障がないことを確認する。</p> <p>※被災市町村内で避難を行う場合は、避難所の<u>放射線量</u>を確認</p> <p>4) 避難先市町村との具体的な調整</p> <p>県及び被災市町村は、避難先市町村から、受入可能日時、避難所毎の受入可能人数、駐車可能台数等の報告、並びに人的・物的支援の要望を聴取する。</p> <p>また、県は、<u>避難退域時検査</u>場所の選定と場所毎の<u>検査</u>対象人数の把握を行う。</p> <p>5) 略</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>略</p> <p>1) 住民等に対する広報</p> <p>県は、マスメディア、インターネット等、あらゆる手段を用いて、現下の災害の状況及び避難の実施等必要な事項を広報する。</p> <p>被災市町村は、住民の避難に必要となる具体的な行動に重点をおいて、分かりやすい内容で、防災行政無線、CATV、広報車、インターネット等あらゆる手段を利用して住民等への広報(一時集結所、<u>避難退域時検査場所</u>、避難経由所及び避難所等の場所、ルート等)を行う。</p> <p>広報は、県の協力を得て、被災住民及び避難先住民の双方に対し、行うものとする。</p> <p>なお、要配慮者及び一時滞在者へも確実に情報が行きわたるよう、自主防災組織、自治会、民生・児童委員との協力・連携により行うものとする。</p> <p>2)～3) 略</p> <p><u>4) 避難退域時検査場所の開設</u></p> <p>県及び被災市町村は、<u>要員を派遣して、避難退域時検査場所を開設する。</u></p> <p><u>5) 避難退域時検査の実施</u></p> <p>県は、被災市町村及び原子力事業者と連携し、<u>国及びその他関係機関の支援のもと、避難者に対する避難退域時検査を行う。</u></p> <p><u>実施に当たっては、避難経路上で避難者に対して検査を行うことを基本とし、詳細な実施方法、体制及び内容等については県が別に定めるマニュアルによるものとする。</u></p> <p><u>避難退域時検査の結果、必要がある場合は、上記マニュアルに則り、拭き取り等の簡易除染及び再検査、若しくは医療機関への搬送を検討する。</u></p> <p><u>なお、県は、指針等で示される避難住民、車両等に対する検査を行う基準、実施時期、範囲、場所、機器、人員体制等を踏まえ、避難退域時検査体制の検討・整備を進めるものとする。</u></p> <p><u>6)～8) 略</u></p>	<p>・基準がないため</p> <p>・字句修正 (表記の統一)</p> <p>・原子力災害対策指針の改正による</p> <p>・原子力災害対策指針の改正による</p> <p>・原子力災害対策指針の改正による(第5章から第3章に移動)</p>

現行	改正案	改正理由
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>	
<p>5 被災市町村及び避難先市町村に対する支援</p> <p>県は、県災害対策本部（避難所支援チーム等）による支援、県支部による支援のほか、次に掲げる支援を関係機関に要請する。</p> <p>(1) 支援要請項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段確保のための支援要請 ・駐車スペース確保のための支援要請 ・避難誘導、交通規制のための支援要請 ・生活必需物資等の確保のための支援要請 ・避難所運営のための支援要請 ・<u>スクリーニング</u>実施に係る支援要請 等 <p>(2) 略</p>	<p>5 被災市町村及び避難先市町村に対する支援</p> <p>県は、県災害対策本部（避難所支援チーム等）による支援、県支部による支援のほか、次に掲げる支援を関係機関に要請する。</p> <p>(1) 支援要請項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段確保のための支援要請 ・駐車スペース確保のための支援要請 ・避難誘導、交通規制のための支援要請 ・生活必需物資等の確保のための支援要請 ・避難所運営のための支援要請 ・<u>避難退域時検査</u>実施に係る支援要請 等 <p>(2) 略</p>	<p>・原子力災害対策指針の改正による</p>
<p>6 避難行動要支援者への対応</p> <p>避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。</p> <p>さらに、原子力災害時については、避難の実施により、かえって避難しなかった場合に比べ避難行動要支援者の健康リスクが高まるということがないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制、及び安全な搬送手段が確保された場合に避難を開始する必要がある。</p> <p><u>現在、国と関係府県（福井・岐阜・滋賀・京都）による「広域的な原子力災害に関するWG」において、重要な検討課題の1つとして位置づけ、平成25年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえながら検討を行うこととしており、今後得られる検討結果を踏まえ対応するものとする。</u></p> <p>7 費用負担</p> <p>避難に係る費用負担については、最終的に受入自治体の負担とならないことを国に確認している。</p> <p>個別具体的なケースに応じた費用保障の枠組みについては、災害救助法、<u>原子力損害賠償法</u>、並びに原子力事業者による賠償等が想定され、各々の適用基準を示すよう国に求めているところである。</p> <p>県としては、今後示される国の検討結果に基づき対応する方針である。</p>	<p>6 避難行動要支援者への対応</p> <p>避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。</p> <p>さらに、原子力災害時については、避難の実施により、かえって避難しなかった場合に比べ避難行動要支援者の健康リスクが高まるということがないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制、及び安全な搬送手段が確保された場合に避難を開始する必要がある。</p> <p><u>本県においては、UPZの対応に関し、本県及び揖斐川町が構成員となる福井エリア地域原子力防災協議会で策定を進めることとなる「美浜地域の緊急時対応」の検討結果を踏まえ、UPZ外においても対応の検討を進めるものとする。</u></p> <p>7 費用負担</p> <p>避難に係る費用負担については、最終的に受入自治体の負担とならないことを国に確認している。</p> <p>個別具体的なケースに応じた費用保障の枠組みについては、災害救助法（<u>昭和22年法律第118号</u>）、<u>原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）</u>、並びに原子力事業者による賠償等が想定され、各々の適用基準を示すよう国に求めているところである。</p> <p>県としては、今後示される国の検討結果に基づき対応する方針である。</p>	<p>・福井エリア地域原子力防災協議会での検討結果を踏まえた内容とする旨明記</p> <p>・字句修正（表記の統一）</p>

現行	改正案	改正理由
<p>第4章 安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p>1 事前準備事項</p> <p>(1) 安定ヨウ素剤配布場所となり得る公共施設の把握等</p> <p>対策強化地域のうち、<u>甲状腺等価線量50mSv/週以上となる可能性が示された地域の市町村</u>は、安定ヨウ素剤の配布場所となり得る公共施設等について、<u>概ね旧市町村単位</u>で場所、面積、収容人数、設備状況（トイレ・通信設備等）の調査を行い、医療従事者の派遣等に係る県との調整を踏まえて選定する。</p> <p>また、県は、服用世帯数及び住民数、年齢構成等をあらかじめ把握しておくものとする。</p> <p>2 緊急時実施事項</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>安定ヨウ素剤の服用に当たっては、被災市町村が選定した公共施設等において、<u>「指針」</u>及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁<u>原子力防災課</u>作成）、並びに「県安定ヨウ素剤取扱いマニュアル」を踏まえ、医療従事者の立会いのもとで住民に配布を行い、服用を指示する。</p> <p>(2) 略</p>	<p>第4章 安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p>1 事前準備事項</p> <p>(1) 安定ヨウ素剤配布場所となり得る公共施設の把握等</p> <p>対策強化地域のうち、<u>避難計画を策定しようとする市町村</u>は、安定ヨウ素剤の配布場所となり得る公共施設等について、<u>おおむね旧市町村単位</u>で場所、面積、収容人数、設備状況（トイレ・通信設備等）の調査を行い、医療従事者の派遣等に係る県との調整を踏まえて選定する。</p> <p>また、県は、服用世帯数及び住民数、年齢構成等をあらかじめ把握しておくものとする。</p> <p>2 緊急時実施事項</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>安定ヨウ素剤の服用に当たっては、被災市町村が選定した公共施設等において、指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁<u>放射線防護企画課</u>作成）並びに「県安定ヨウ素剤取扱いマニュアル」を踏まえ、医療従事者の立会いのもとで住民に配布を行い、服用を指示する。</p> <p>(2) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改正による 字句修正 字句修正（組織改正等）
<p>第5章 避難所の開設・運営等</p> <p>1 避難所・避難経由所</p> <p>(1) 開設及び運営等</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤被災市町村は、可能な限り早期に避難住民及びボランティア等による避難所の自主運営体制に移行できるよう、自治会等コミュニティの協力を得て、自主防災組織等を核とした自主運営体制をあらかじめ検討しておく。【<u>避難所運営ガイドライン 第3章 3-3 運営組織の確立と避難者中心の組織への移行</u>】</p> <p>⑥ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2 救護所</p> <p>(1) 開設・運営</p> <p><u>県は、避難者に対するスクリーニング検査等を行う救護所を設置するに当たり、被災市町村及び避難先市町村とスペース、駐車場の有無等を協議・確認するとともに、避難者数及び派遣・確保できる医療従事者等を総合的に勘案した上で決定する。</u></p> <p><u>設置場所の考え方については、今後国が示すこととされている「スクリーニングに関する基本的な考え方」を踏まえるものとする。</u></p> <p>(2) スクリーニングの実施</p> <p><u>県は、被災市町村、避難先市町村及び原子力事業者と連携し、国及びその他関係機関の支援のもと、避難者に対する身体のスクリーニングを行う。</u></p> <p><u>実施に当たっては、避難所に入る前に避難者に対してスクリーニング検査を行うことを基本とし、詳細な実施方法、体制及び内容等については、別途定める「県医療救護所設置・運営マニュアル」</u></p>	<p>第5章 避難所の開設・運営等</p> <p>1 避難所・避難経由所</p> <p>(1) 開設及び運営等</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤被災市町村は、可能な限り早期に避難住民及びボランティア等による避難所の自主運営体制に移行できるよう、自治会等コミュニティの協力を得て、自主防災組織等を核とした自主運営体制をあらかじめ検討しておく。【<u>岐阜県避難所運営ガイドライン 第3章 3-1 避難所運営委員会と運営班の設置</u>】</p> <p>⑥ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 字句修正（ガイドラインの改訂） 原子力災害対策指針の改正による（第5章から第3章に移動）

現行			改正案			改正理由
<p>によるものとする。</p> <p>スクリーニングの結果、必要がある場合は、上記マニュアルに則り、拭き取り等の簡易除染及び再スクリーニング、若しくは医療機関への搬送を検討する。</p> <p>なお、県は、今後、国の指針等で示される避難住民、車両等に対するスクリーニングを行う基準、実施時期、範囲・レベル、場所、機器、人員体制等を踏まえ、スクリーニング体制の検討・整備を進めるものとする。</p>						
<p>3 略</p> <p>資料編 略</p>			<p>2 略</p> <p>資料編 略</p>			
(単位：人)			(単位：人)			
避難元市町村	避難先市町村名[対象地域：旧市町村単位]	受け入れ人数	避難元市町村	避難先市町村名[対象地域：旧市町村単位]	受け入れ人数	・字句修正 (町名)
関ヶ原 大垣市	海津市(旧海津町、旧南濃町)	9,000	関ヶ原町 大垣市	海津市(旧海津町、旧南濃町)	9,000	
合 計		100,000	合 計		100,000	
略			略			・時点更新
<p>【参考：想定避難者数】(平成24年3月31日時点の住民基本台帳に基づく)</p> <p>揖斐川町(旧藤橋村・旧坂内村の一部) 541人、関ヶ原町の一部 1,343人、大垣市(旧大垣市の一部) 92,832人 合計：94,716人</p>			<p>【参考：想定避難者数】(平成29年3月31日時点の住民基本台帳に基づく)</p> <p>揖斐川町(旧藤橋村・旧坂内村の一部) 443人、関ヶ原町の一部 1,200人、大垣市(旧大垣市の一部) 91,270人 合計：92,913人</p>			